

前回の研究会（１１月１３日）でご指摘いただいた主な点

- 地方公共団体に破産的清算を観念しないという前提をとる以上、民事再生同様の手続では、債権者や裁判所は、再生計画によって清算価値が保障されているかどうかを判断できず、また、再生計画案が否決又は不認可となった場合の後の手続が判然としないのではないか。
- 行政財産の中でも換金可能なものを普通財産化するといった制度的整備をすれば、清算も可能になり、再生の方が債権者にとってはプラスという議論も成り立つのではないか。
- 地方公共団体は、自らのイニシアティブで、普通財産を行政財産に転化し、差し押さえできない財産にできるが、通常の企業倒産には見られない現象ではないか。
- 地方公共団体が行政サービスの削減や増税を債権者との交渉の材料にすることが地方自治の本旨から正当化できるか。
- 裁判所が再生計画案の不認可の決定をすることが、地方自治の本旨、地方公共団体と司法権の関係から正当化できるか。
- 民事では、メインの債権者がより多くの債権カットをするので、他の債権者もある程度カットを受け入れるということがあるが、地方公共団体のメインは国なので、国の対応が納得のための要素になるのではないか。
- アメリカの連邦破産法第９章は、もともと水利組合等の団体を念頭に作られ、日本の普通地方公共団体に相当する団体への適用はまれな法制だが、日本の一般制度のモデルと考えるのはどうか。
- 連邦破産法のように、自治体つまり債務者側からしか申し立てできないという法制は、日本においても、仮定的破産配当以上のものを与えられるのならば、あり得るのではないか。

- ・ アメリカの破産裁判所は、衡平法（エクイティ）裁判所であり、通常の裁判所と異なり、日本では立法でないとできないことも含め広い裁量権を持っている点も念頭に置いて日米の比較をすべき。
- ・ 民事における計画策定後の履行監督をする管財人や監督委員のような役割を、裁判所や裁判所が選んだ機関が行政に対して果たすことを正当化できるか。
- ・ 民事では、債権者から経営責任、株主責任を問われるようなことがあるが、地方公共団体についてはどう考えるのか、そもそもそういう要求が妥当なのか。非違行為があれば一般の公務員法で規律すべき問題ではないか。
- ・ 地方公共団体には、直轄事業負担金など、支出するかどうかについて裁量権がない部分があり、自ら経営の総体を決められない主体なので、市場が規律しようとしても限界があるのではないか。
- ・ 破産、再生に行かない形で市場からの規律をもたらす仕組みとして、会計制度の整備や早期是正措置を入れるというのは有効な手段ではないか。
- ・ 債務調整が入れば、金融機関も株主からの経営責任を問われることになるため、財政基盤の弱い団体にはほとんど貸さないか、大きくプレミアムを要求することになるのではないか。
- ・ 貸し込む金融機関があるから今のような地方財政の逼迫した状況になっているので、貸し手責任を追及すべきではないか。
- ・ 貸し手責任という言葉はよく使われるが、押し貸しをしたのであれば、借りたのは誰かということをよく考えなければいけないのではないか。